

# 『振替休暇』と『代休』の違いは何でしょうか？

予め『休日』 → 『労働日』 として変更  
『休日』に仕事をさせ → 後から『労働日』を休みに

厚生労働省のホームページから

## 振替休日と代休の違いは何か。

### 質問

振替休日と代休の違いは何か。

### 回答

「休日の振り替え」とは、予め休日と定められていた日を労働日とし、そのかわりに他の労働日を休日とすることを言います。これにより、予め休日と定められた日が「労働日」となり、そのかわりとして振り替えられた日が「休日」となります。従って、もともとの休日に労働させた日については「休日労働」とはならず、休日労働に対する割増賃金の支払義務も発生しません。

一方、いわゆる「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとするものであって、前もって休日を振り替えたことにはなりません。従って、休日労働分の割増賃金を支払う必要があります。

厚生労働省のホームページで「振替休暇」と「代休」の違いをよくある質問の中で紹介しています。民間企業では、休日に仕事をさせ、後から振替ということとで処理して、労働基準監督署で指導されることがあるようです。後から処理すると言うことは、代休なので35/100の支払いが生じるといことです。

私たちの職場も点検しましょう

国土交通省管理職ユニオン  
2021年9月